

は し が き

国民健康保険は、国民皆保険体制の礎として発足し、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進の両面で重要な役割を果たしてきました。

国民健康保険財政を取り巻く情勢は、高齢化に伴う医療費の増大や雇用環境の悪化による保険料（税）収入の減少など、依然として厳しい状況にあります。

区市町村の国民健康保険は、医療費が高く、低所得者の占める割合が高いことから、保険料（税）の確保が困難であるなど、構造的な問題を抱えています。このため、保険料（税）の未収やその他の赤字補てんのため、一般会計から多額の法定外繰入を行っているのが現状です。

このような中、安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において審議がなされ、平成25年8月に報告書が取りまとめられました。

この報告書を踏まえ、平成25年12月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下「プログラム法」という。）が成立しました。国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革については、「財政基盤の安定化等の事項に関する検討を加え、平成26年度から平成29年度までを目途に必要な措置を順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年の通常国会に提出することを目指すものとする」とされています。

平成26年1月には、プログラム法に掲げられた内容の具体化に向けて、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」が再開され、平成26年7月を目途に中間的な取りまとめが行われる予定です。

東京都は、国に対し、国民健康保険制度が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、必要な財源の確保も含め十分に議論することや、国民健康保険制度の構造的な問題の抜本的な解決を図ることを引き続き要求しています。

本書は、平成24年度における東京都の国民健康保険事業の状況をまとめたものです。

平成24年度には、区市町村に対する国庫負担の割合を引き下げ、その分、都道府県負担の割合を引き上げる法改正が行われています。

東京都においては、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を図る観点から、今後とも、各保険者に対する指導、助言及び情報提供を積極的に行ってまいります。

本書の有効活用をお願いするとともに、本書の作成に御協力いただきました各保険者をはじめ関係機関の皆様に心から御礼申し上げます。

平成26年3月

東京都福祉保健局保健政策部